

**「無線システム普及支援事業費等補助金
(電波遮へい対策事業のうち医療施設を対象とするもの)」公募要領**

1 事業の概要

(1) 事業内容

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条
(1)のうち、医療施設を対象とするもの。

(2) 実施主体

一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表第2 1 電波遮へい対策事業 1の項のとおり。

(4) 交付額

事業費の3分の1を交付する。（国以外の負担割合については、一般社団法人等が事業費の2分の1、医療機関が事業費の6分の1を負担するものとする。ただし、医療機関の経営状況や設置主体等によってはこの限りではない。）

なお、交付下限額が100万円のため、事業費300万円以上の事業を対象とする。

2 応募方法

(1) 提出書類

応募に当たっての提出書類は以下のとおり。

ア 申請書【交付要綱 様式第1号】

① 補助事業の概要【交付要綱 様式第1号 別紙1】

② 工事概要書【交付要綱 様式第1号 別紙2】

③ 上記工事概要書の添付図面

イ 対策事業に要する経費の見積書

ウ 無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書

エ 対象とする医療機関による

① 必要な対策の措置（医療施設内での電波を管理する体制の整備、施設設置場所の提供等）について確認できるもの

② 電波による医療機器への影響に関するリスクについての同意書

③ 経費負担について確認できるもの（経費負担が困難な場合には、その理由を示す書類）

※この他、必要に応じてこれらを補足する説明資料（理由書等）を添付すること。

（２）提出部数等

正本１通、副本１通、ＣＤ－Ｒ等の電子媒体１式を提出すること。

（３）提出先・提出期限

平成 30 年 8 月 31 日（金）必着（持ち込みの場合は、17 時）までに、正本１通、副本１通及びＣＤ－Ｒ等の電子媒体１式を、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課生体電磁環境係（以下「主管係」という。）に郵送又は持参により提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

3 評価基準・選定方法

（１）評価基準

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

- ア 本事業の目的を満たしていること
 - イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること
 - ウ 技術上・制度上実現可能なものであること
 - エ 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること
 - オ 対象とする医療施設の開設主体が国又は公的医療機関※¹であること
 - カ 対象とする医療機関が基幹災害拠点病院※²であること
 - キ 対象とする医療機関が、手引き※³を参考とし、適切な電波利用を管理する体制を整備している又は整備を予定していること
 - ク 情報発信による波及効果が特定の地域に集中することなく期待されること
- 等

※１…医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に基づき、厚生労働大臣が告示で定める者が開設する病院又は診療所

※２…厚生労働省通知「災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年 3 月 21 日医政発 0321 第 2 号）に基づき、各都道府県が指定する病院

※３…「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」（平成 28 年 4 月 4 日電波環境協議会策定）

<http://www.emcc-info.net/info/info280404.html>

（２）選定方法

申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、必要に応じて外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業の採択を行う。

(3) 交付決定

上記(2)の事業採択を受け、申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。
ただし、交付決定に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成30年8月31日(金)	公募締切
9月上旬頃	外部有識者等からの意見聴取
9月下旬頃	交付決定

※ 期限までに提出された事業に関する交付決定総額が予算額に達しない場合には、追加の公募を行う予定。

5 公募要領に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせについては、主管係まで連絡すること。

以 上